

南国市告示第 8 号

南国市災害応急対策協力用地登録制度要綱を次のように定める。

平成 25 年 3 月 13 日

南国市長 橋詰 壽人

南国市災害応急対策協力用地登録制度要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害応急対策協力用地登録制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(制度の目的)

第 2 条 災害応急対策協力用地登録制度は、住民に広く災害応急対策協力用地としての登録を求め、計画的に仮設住宅建設用地及び災害復旧用資材置場等を確保することにより、災害の発生時に円滑な応急・復旧活動を図り、もって被災した住民の早期の不安解消に寄与することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害のうち、同法第 23 条の 2 の規定により南国市に災害対策本部が設置されたものをいう。
- (2) 災害応急対策協力用地 応急仮設住宅建設用地又は災害復旧用資材置場等として使用するのに適当な土地で、所有者が当該使用について、あらかじめ承諾したものをいう。
- (3) 応急仮設住宅建設用地 災害の発生時に応急仮設住宅及び仮設集会所並びにこれらに附帯する駐車場を建設する土地をいう。
- (4) 災害復旧用資材置場等 災害の発生時に仮設住宅建設用資材その他の災害復旧に必要な資材等の仮置き等をする土地をいう。

(登録対象土地)

第 4 条 災害応急対策協力用地の対象となる土地は、次の各号のいずれかに該当す

るものとする。

- (1) おおむね500平方メートル以上の一団の土地
  - (2) 既に登録されている災害応急対策協力用地に接する土地
- (申請)

第5条 自己の所有する土地を災害応急対策協力用地として登録しようとする者は、災害応急対策協力用地登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 小作権等の土地の使用に関する権利が設定されている土地について、前項に規定する申請を行おうとする場合は、当該権利者の同意を得なければならない。
- (登録等)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請のあった土地が災害応急対策協力用地として適当であると認めたときは、当該申請をした所有者に災害応急対策協力用地登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録証を交付したときは、当該土地を災害応急対策協力用地登録簿(様式第3号)に記載するものとする。
- (登録の取下げ)

第7条 登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、災害応急対策協力用地の登録を取り下げるときは、災害応急対策協力用地登録取下届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、第6条第2項の登録簿に記載された土地が第4条各号に該当しなくなった場合その他の災害応急対策協力用地として適当でなくなったと認める場合は、その登録を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該登録者にその旨を書面で通知しなければならない。

(変更の届出)

第9条 登録者は、登録した内容に変更があった場合は、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、土地の所有者に変更があったとき、及び第5条第2項の同意を得た権利者に変更があったときは、登録を継続するか否かについても届け出なければならない。

(登録の期間及び更新)

第10条 災害応急対策協力用地の登録の期間は、登録された日から2年を経過し

た日後の最初の3月31日までとする。ただし、期間満了時までには、登録者から更新しない旨の意思の表示がない場合は、さらに3年間登録を自動的に更新し、以後も同様とする。

- 2 前項ただし書に規定する登録の更新に際しては、その都度、当該登録者に登録証を交付するものとする。

(災害時の使用)

第11条 市長は、災害応急対策協力用地を使用する場合は、当該登録者に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、口頭等により通知することができるものとする。

(使用期間)

第12条 災害応急対策協力用地を使用する期間は、2年以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該登録者の同意を得て、これを延長することができるものとする。

(補償及び土地使用料等)

第13条 市長は、災害応急対策協力用地を使用した場合には、当該登録者に対して、別表に定める土地使用料及び農業補償金の額を支払うものとする。

- 2 前項の土地使用料及び農業補償金の額は、土地の使用の終了後、速やかに支払うものとする。ただし、使用する期間が長期間にわたるときは、協議の上、各月ごとに支払うことができるものとする。

(原状回復等)

第14条 市長は、災害応急対策協力用地の使用が終了したときは、速やかに当該土地を使用前の状態に回復し、登録者に返還するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する原状回復に際して、土の入替えが必要であると認めた農地については、土地の地力低下に対して、別表に定める農業補償金の額を基準として、返還1年目は50%、2年目は25%相当額を補償するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、災害応急対策協力用地登録制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第13条、第14条関係）

使用の区分	土地使用料	農業補償金の額
耕作地	<p>当該土地の固定資産税の年税額  <math>\div 12 \times</math> 使用月数</p>	<p>次のいずれかの額</p> <p>(1) 当該土地における農業収入の見込額</p> <p>(2) 当該土地における災害の発生時の使用状況及び立毛状況を現地調査し算定する次のいずれかの額</p> <p>ア 立毛の粗収入見込み額。  ただし、立毛に市場による価格があるときは、その処分価格を控除した額</p> <p>イ 農作物を作付けするために投下した種苗及び肥料等の費用</p>
耕作地以外		なし

備考

- 1 使用月数を計算する場合において、1月未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 2 土地使用料を計算する場合において、1円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てるものとする。

年 月 日

南国市長 様

申請者 住所  
氏名   
電話番号

災害応急対策協力用地登録申請書

次の土地について、応急仮設住宅建設用地又は災害復旧用資材置場等として使用することに同意し、災害応急対策協力用地としての登録を申請します。

土地の所在地	現況地目	面積（㎡）	区域区分	小作権者等の同意
			<input type="checkbox"/> 市街化区域	住所
			<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	氏名 <input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 市街化区域	住所
			<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	氏名 <input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 市街化区域	住所
			<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	氏名 <input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 市街化区域	住所
			<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	氏名 <input type="checkbox"/>

※ 申請に係る土地に小作権等の土地の使用に関する権利が設定されている場合は、権利者の同意署名及び捺印を得てください。

年 月 日

様

南国市長



災害応急対策協力用地登録証

年 月 日付けで申請のあった土地について、下記のとおり災害応急対策協力用地として登録しました。

記

1 登録番号

2 登録土地の概要

所在地	現況	面積	備考

3 登録期間

年 月 日から 年 3月31日まで

※登録を継続しない旨の申出がない場合は、3年間登録を自動的に更新します。

4 使用目的及び使用の通知

- (1) 応急仮設住宅建設用地又は災害復旧用資材置場等として使用します。
- (2) 上記土地を使用する場合は、市長から通知を行います。



